

施設利用約款及び会則改定のお知らせ

拝啓、平素は当クラブをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度、ヴィムスポーツアベニューが定める利用約款及び会則の一部を 2021 年 10 月 1 日（金）に改定し、同日付で実施いたします。

敬具

記

改定される条文については、以下をご覧ください。

- 改定日：2021 年 10 月 1 日（金）
- 改定内容：施設利用約款、ヴィムキッズスクール会則の追記及び修正、
プライバシーポリシーの改正
- 改定される約款および条文

・利用約款

第 1 条 [入場資格] 3 項を修正、追加

③その他当社の認める方

但し、会員は本施設への入場の際に会員証を提示していただきます。

また、上記に該当する場合であっても、暴力団等の反社会的勢力（反社会的勢力でなくなったときから 5 年を経過しない方、反社会的勢力と関わりのある方を含みます。）、刺青のある方、酒気をおびてる方、伝染病・皮膚病・精神病等疾患のある方、その他入場が不適切と認められる方は入場をお断りします。

第 11 条[自己責任] を修正

入場者は、自己の判断、責任にもとづき本施設を利用するものとします。本施設の利用に際し損害が生じた場合であっても、当該損害が明らかに本施設の不具合その他当社の責に帰すべき事由に起因する場合をのぞき、当社はその責任を負わないものとします。

第 12 条 [未成年者の取扱い] を追加

入場者が未成年者の場合、本施設の利用にあたり、親権者の同意を得なければなりません。
入場者が未成年者の場合であっても、親権者が入場手続を行ったか否かに拘らず、本約款及び館内規則等に定められた入場者としての義務を負うものとします。

第 16 条 の一部追加

本約款の改訂、追加等に関する事項は本施設内又は本施設ウェブサイト上にこれを公示することにより行います。

・ヴィムキッズスクール 会則

第 3 条 [入会資格] の 2 項を修正、追加

②親権者が暴力団等の反社会的勢力（反社会的勢力でなくなったときから 5 年を経過しない方、反社会的勢力と関わりのある方を含みます。）である方、刺青のある方、伝染病、皮膚病、精神病等の疾患患者、及び本クラブが不適當と判断した方は入会する事ができません。

第 4 条[入会手続] の 3 項の追加

③入会手続は会員の親権者が行うものとします。この場合親権者は自ら会員となった場合と同様、本人の行為について責任を負い本会則、施設利用約款等に定める本人の義務の履行の責に任ずるものとします。

第 5 条[入会金・月会費] を修正

- ①入会金、月会費は、コース別に、別に定める通りとします。会員は、入会金は入会手続時に、月会費（前条に従い入会手続時にお支払いいただく分をのぞきます）は各月分を前月末日までに、それぞれ当社所定の支払方法に従い支払うものとします。
- ②お支払いいただいた入会金及び月会費は、別条に定める会員資格の喪失その他いかなる事由によっても返還されることはありません。

第 7 条[禁止行為] の追加

- ①第三者（他の会員を含む。以下、本条において同じ。）、本クラブ又は本クラブスタッフに対する誹謗、中傷行為
- ②第三者、本クラブスタッフ又は本クラブの施設、器具若しくは備品等に対する暴力・破壊行為、大声・奇声等による威嚇行為、脅迫行為、妨害行為、嫌がらせ行為その他の迷惑行為

- ③本クラブの施設、器具又は備品の持ち出し行為
- ④刃物等の危険物又は禁制品の本クラブ内への持ち込み行為
- ⑤本クラブ内での飲酒又は飲酒した状態で本クラブを利用する行為
- ⑥本クラブスタッフの指示に反する行為
- ⑦本クラブ内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
- ⑧その他本クラブの施設内の秩序を乱す行為
- ⑨会員証を他人に貸与し、又は使用させる行為
- ⑩他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為
- ⑪法令や公序良俗に反する行為
- ⑫その他当社が会員としてふさわしくないと認める行為

第14条[会員資格の譲渡]を修正

会員は当社所定の手続きにより、会員の名義を変更することができるものとします。但し、入会者は当社所定の当クラブ入会基準を満たす方に限ります。

お手数ではございますが、改定後の規約内容をご確認いただき、同意の上ご利用いただきますようお願いいたします。

今後ともヴィムキッズスクールをご愛顧いただきますようお願いいたします。

ヴィムスポーツアベニュー
ヴィムキッズスクール
支配人 大桃 忠義